

2772 更前

7)

い警安果半位に署安王ら返に之いから改すられ
 こそ下は地域ありは既城別に分ちあつた
 右の興生書書三書として昭和五年度い
 か計上さゆた
 (3) 朝鮮総督府関係とからしき資金(別紙四参照)
 総司令部ハ本件資金並に蓋押元大根拠は在鮮米
 軍政年々求めし年九月二十五日付に宛てし右在鮮日本戦

外
 務
 省

2772 変更後

7)

華僑署單位に署名を求めたに支合が返付され、
いさう下の地域ありは、既成別に分かれあつた。
右の興生事業手算として昭和十九年度の六五二万円
が計上された。

(3) 朝鮮総督府関係とからした資金(別紙四参照)
総司令部へ本件資金を出し、差押えを根拠に在鮮米
軍政庁が昭和十九年九月二十五日付に請求した。在鮮日本銀行

洋 橋 寄

2789 変更前

る。

御從つて右の九條は兩條分のみなら更に減額される。

但本試算額は韓國側要求を國際法上の原則に基いて検討した結果、有効と認められるものを列挙した。従つて在韓日本資産の喪失も考慮に入れていないし、又韓國が当然に負うべき地方的債務の額も、計算に入れていない。右を考慮に入れば兩國間への支払はゼロになる。

（第一次及び第二次日韓會議で韓國側が対日請求権として主張した金額は終戦後所
と推定される。
（別紙ニ参照）

2789 変更後

ある。

例從つて右の九條は商辦分のみなら更に減額される。

但本試算額は韓國側要求を國際法上の原則に基いて検討した結果、有効と認められるものを列挙した。從つて在韓日本資産の喪失も考慮に入れていないし、又韓國が滿鐵に負うべき地方的債務の償も、計算に入れていない。右を考慮に入れば滿鐵側への支払はゼロになる。

（第一）第一次及び第二次日韓會議で韓國側が対日請求權として主張した金額は約韓幣三億三千七百五十萬と推定される。

（別紙ニ参照）

2790-1 変更前

5

中華民國	五〇〇〇	日韓平和条約第三条
總計		臺灣平和条約第四条(a)
計		
計		

(註) 總計にはワイエトナムの対日賠償請求額が含まれていない。

2790-1 変更後

5

中華民國	五〇〇〇	日韓平和条約第三条
總計	四一八八九八	臺灣平和条約第四条(a)
計	二六九五二七	
計		

(註) 總計にはワイエトナムの対日賠償請求額が含まれていない。

2790-2 変更前

72

右請求項目中には在日韓国文化財(右書籍、美術品、骨董)韓国地図原図及び地金銀の返還が含まれているほか、法令第十三号が在韓本社法人の日本人株主権をも韓国所有に帰せしめ一〇〇パーセント韓国法人になつたとの理由によつて、朝鮮銀行等本社を韓国においた法人の在日財産の返還も含んでいる。その要求総額について韓国は明示していないが、為二次会談の懸提示した項目について終戦時価格をもつて試算すると次のとおりである。

正式提示する項目の合計額

(ただし算定不能の文化財及び一部在日財産、戦没、戦傷軍人軍属、被徴用労働者に対する弔慰金等を除く)

正式提示を留保する項目の合計額

2790-2 変更後

72

右請求項目中には在日韓国文化財(右書籍、美術品、骨董)韓国地図原図及び地金銀の返還が含まれているほか、法令第十三号が在韓本社法人の日本人株主権をも韓国所有に帰せしめ一〇〇パーセント韓国法人になつたとの理由によつて、朝鮮銀行等本社を韓国においた法人の在日財産の返還も含んでいる。その要求総額について韓国は明示していないが、為二次会談の懸提示した項目について終戦時価格をもつて試算すると次のとおりである。

正式提示する項目の合計額 約一八八億円

(ただし算定不能の文化財及び一部在日財産、戦没、戦傷軍人軍属、被徴用労働者に対する弔慰金等を除く)

正式提示を留保する項目の合計額 約一五〇億円

約三三八億円

2791 変更前

	韓 国
的日韓和平先わ に韓会方交方 検討談約交方 され全四対反 る面的条約開 見面的(始)求 込に係)求權 なし。航。請倍 。航の求する 結果航の関 近航の係 く航の係 異航の係 様航の係	

2791 変更後

	韓 国
わが方反対請求権が数倍する関係かちか 先方交渉開始に应ぜず。 平和条約四条(A)関係。請求額三三八億円 日韓会談が全面的に離航の結果近く具體 的に検討される見込なし。	

2801-1 変更前

△他方、わが国の援助を要し効果ありいものない。自由諸国の援助に際しては、必要に応じて、本邦実施により、対韓経済協力に関する諸口と Consortium B 並 Ad hoc coordinating group 結成の可能性を、検討が必要とされる。
るべき不可欠と考えられる。△
1. 金額 及び 条件
(1) 金額
借款は、14億で償還し、総額を [REDACTED]
[REDACTED] とする。但し、年度別使用枠については、
韓国5ヶ年計画の年度別資金計画と、12ヶ年計画
と、両国政府の協議により決定するものとし、他方
具体的な貸付契約の締結は、後記の理由に
より、project basisの場合には、対象プロジェクトの選
定毎に行い、non-project basisの場合には、選定

GA-6

外務省

2

2801-1 変更後

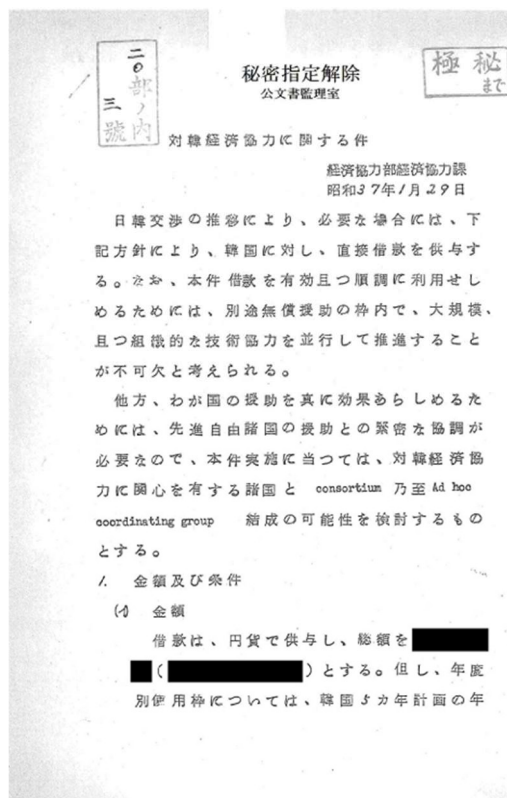
△他方、わが国の援助を要し効果ありいものない。自由諸国の援助に際しては、必要に応じて、本邦実施により、対韓経済協力に関する諸口と Consortium B 並 Ad hoc coordinating group 結成の可能性を、検討が必要とされる。
るべき不可欠と考えられる。△
1. 金額 及び 条件
(1) 金額
借款は、14億で償還し、総額を 420億圓 (2000)
百五十億圓) とする。但し、年度別使用枠については、
韓国5ヶ年計画の年度別資金計画と、12ヶ年計画
と、両国政府の協議により決定するものとし、他方
具体的な貸付契約の締結は、後記の理由に
より、project basisの場合には、対象プロジェクトの選
定毎に行い、non-project basisの場合には、選定

GA-6

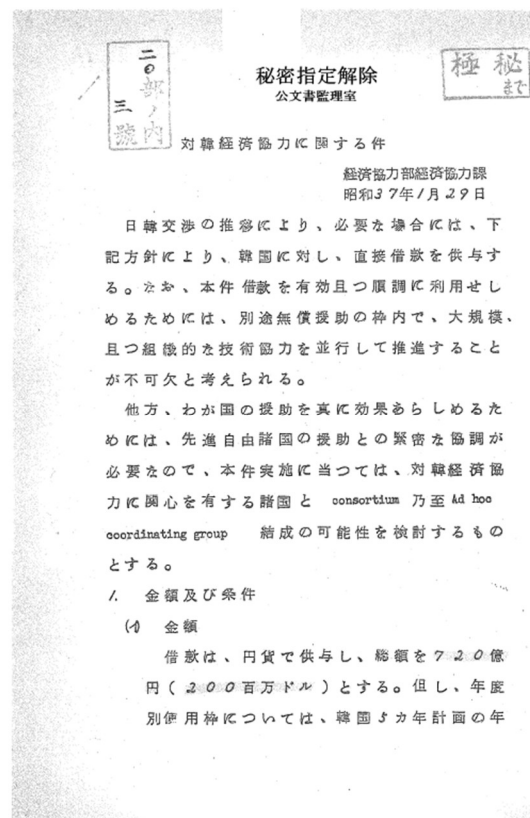
外務省

2

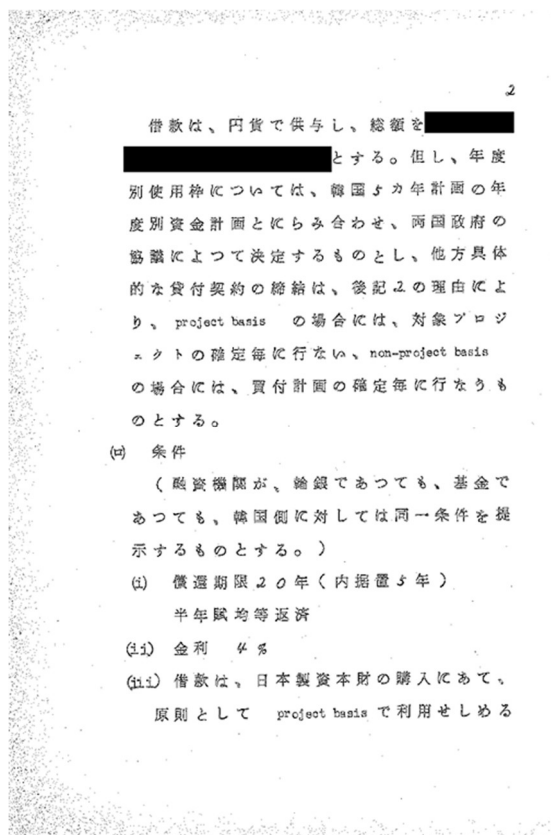
2801-2 変更前



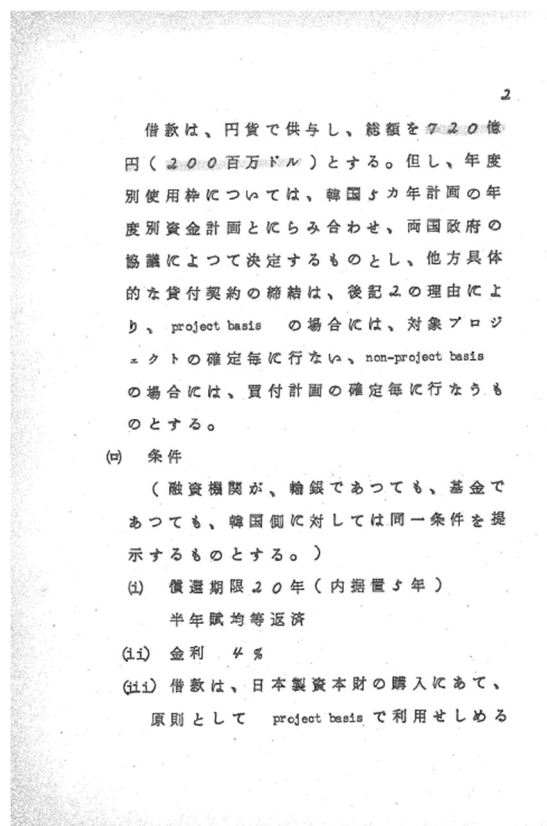
2801-2 変更後



2802-1 変更前



2802-1 変更後



2802-2 変更前

別紙

緊急経済協力試案

日韓政府間の了解（公文を交換する行政取極）に基づき、下記方針により、韓国に対し、延払枠を供与するものとする。

- (イ) 金額 [REDACTED]
 (ロ) 条件 期限 10年
 頭金 なし
 金利 国際金利（約6%）
 (ハ) 返済保証 韓国政府保証又は韓国銀行 L/G
 (ニ) 資金源 韓銀の融資とする

(注)

1. 本件 [REDACTED] の枠を供与する際は協定により供与される経済協力としての直接借款 [REDACTED] との関係で、韓国側に対しては請求権と結んで [REDACTED] の経済協力として交渉する必要を生じ、国会においても国会の承認を求める直接借款と行政取極めで行う延払枠との関係について説明を行う必

2802-2 変更後

別紙

緊急経済協力試案

日韓政府間の了解（公文を交換する行政取極）に基づき、下記方針により、韓国に対し、延払枠を供与するものとする。

- (イ) 金額 [REDACTED]
 (ロ) 条件 期限 10年
 頭金 なし
 金利 国際金利（約6%）
 (ハ) 返済保証 韓国政府保証又は韓国銀行 L/G
 (ニ) 資金源 韓銀の融資とする

(注)

1. 本件 [REDACTED] の枠を供与する際は協定により供与される経済協力としての直接借款 2 億弗との関係で、韓国側に対しては請求権と結んで [REDACTED] の経済協力として交渉する必要を生じ、国会においても国会の承認を求める直接借款と行政取極めで行う延払枠との関係について説明を行う必

2803-1 変更前

経済協力局長	
参事官	
経済協力課長	
対韓無償供与及経済協力試案	
経済協力局経済協力課	
昭和34年12月5日	
"日韓交渉年鑑"のち、下記方針により、無償供与及長期借款と供与する。	
記	
1. 金額	無償供与 [REDACTED] 長期借款 [REDACTED]

GA-6 外務省

2803-1 変更後

経済協力局長	
参事官	
経済協力課長	
対韓無償供与及経済協力試案	
経済協力局経済協力課	
昭和34年12月5日	
"日韓交渉年鑑"のち、下記方針により、無償供与及長期借款と供与する。	
記	
1. 金額	無償供与 2000万円 長期借款 2000万円

GA-6 外務省

2803-2 変更前

2. 貸付条件

(1) 無償貸付
10年間の返済、毎年[]
相当する日本製品及び日本人の役務を
供与する。(但し韓国側において譲歩の場
合は、一般現金支払を行うことが得ない)

(2) 長期借付
償還期限、5年据置、15年返済。
金利 3.5%
使用期間 10年。

3. 貸付形式
政府間で借付を締結し、必要と平
算措置と共に口金の承認を受ける。(注)
長期借付については、同時に韓国政府
と海外経済協力基金との間で借付
供与の細目と定めた貸付契約書を
締結する。

(注) 口金の承認を経済合作局の
権限の範囲内で供与し、融資料と
資金拠との配分については別添資料参照

GA-6

2803-2 変更後

2. 貸付条件

(1) 無償貸付
10年間の返済、毎年30万ドルを
相当する日本製品及び日本人の役務を
供与する。(但し韓国側において譲歩の場
合は、一般現金支払を行うことが得ない)

(2) 長期借付
償還期限、5年据置、15年返済。
金利 3.5%
使用期間 10年。

3. 貸付形式
政府間で借付を締結し、必要と平
算措置と共に口金の承認を受ける。(注)
長期借付については、同時に韓国政府
と海外経済協力基金との間で借付
供与の細目と定めた貸付契約書を
締結する。

(注) 口金の承認を経済合作局の
権限の範囲内で供与し、融資料と
資金拠との配分については別添資料参照

GA-6

2803-3 変更前

又、韓国側は、この長期の返済期間については、
14年間の返済期間に、償還不能の場合の返済
期間を、韓国側の企業振替の返済期間に決定し
得たものとす。その際の外貨調達能力の算定は、
3.0%とする。

貸付条件、返済期間15年以下、金利4%
以上の枠内で行なわれるものと解釈する)
の促進を目的に融資活動を行なう。
このため、本件借付の如く、商業ベース
から離れ、要する口金外交政策に基いて
(相当額の現地通貨を融資)に
供与される特長長期低利の借付を
取らなければならない。

2/ 5. 無償貸付及び長期借付の対象は、
"外 及び 品目。
"(1) 無償貸付、(年間[]) 当国で55年計返済期間中11、
1/ (1) 原則として、韓国施設材料輸入計画(注1)

GA-6 外務省

2803-3 変更後

又、韓国側は、この長期の返済期間については、
14年間の返済期間に、償還不能の場合の返済
期間を、韓国側の企業振替の返済期間に決定し
得たものとす。その際の外貨調達能力の算定は、
3.0%とする。

貸付条件、返済期間15年以下、金利4%
以上の枠内で行なわれるものと解釈する)
の促進を目的に融資活動を行なう。
このため、本件借付の如く、商業ベース
から離れ、要する口金外交政策に基いて
(相当額の現地通貨を融資)に
供与される特長長期低利の借付を
取らなければならない。

2/ 5. 無償貸付及び長期借付の対象は、
"外 及び 品目。
"(1) 無償貸付、(年間30万ドル) 当国で55年計返済期間中11、
1/ (1) 原則として、韓国施設材料輸入計画(注1)

GA-6 外務省

2803-4 変更前

(10) 残額(年間 [redacted]) 12. 病院, 保健ヘルス・センターの如き社会福祉, 厚生施設の建設, 及び技術協力諸計画の実施のために使用する。

技術協力の内容として12. 工業技術訓練センター, 電気通信研究センター, 農業技術訓練センター等各種訓練センターの設立を協り, 専門家, 研修生の派遣, 大規模な派遣, 受入れ, 調査団の派遣, コンサルティング費用の支払等を行う。

(2) 長期借款 (年間 [redacted])

原則としてプロジェクト・ベースで貸付。現地通貨

GA-6 外務省

2803-4 変更後

(10) 残額(年間 [redacted]) 12. 病院, 保健ヘルス・センターの如き社会福祉, 厚生施設の建設, 及び技術協力諸計画の実施のために使用する。

技術協力の内容として12. 工業技術訓練センター, 電気通信研究センター, 農業技術訓練センター等各種訓練センターの設立を協り, 専門家, 研修生の派遣, 大規模な派遣, 受入れ, 調査団の派遣, コンサルティング費用の支払等を行う。

(2) 長期借款 (年間 [redacted])

原則としてプロジェクト・ベースで貸付。現地通貨

GA-6 外務省

2803-5 変更前

秘密指定解除
公文書監理室

極秘
32 部1内
7 号

対韓無償供与及び経済協力試案

経済協力局経済協力課
昭和37.12.3

日韓交渉妥結のため、下記方針により、無償供与及び長期借款を供与する。

記

1. 金額

無償供与 [redacted]
長期借款 [redacted]

2. 供与条件

(1) 無償供与
10年間にわたり、毎年 [redacted] 相当する日本製品及び日本人の役務を供与する。(但し韓国側において譲歩せざる場合は、一部現金支払を行なわざるを得ない)

(2) 長期借款
償還期限、5年据置、15年返済
金利 3.5%
使用期間 10年

附1747

2803-5 変更後

秘密指定解除
公文書監理室

極秘
32 部1内
7 号

対韓無償供与及び経済協力試案

経済協力局経済協力課
昭和37.12.3

日韓交渉妥結のため、下記方針により、無償供与及び長期借款を供与する。

記

1. 金額

無償供与 300百万ドル
長期借款 200百万ドル

2. 供与条件

(1) 無償供与
10年間にわたり、毎年300百万ドル¹⁵相当する日本製品及び日本人の役務を供与する。(但し韓国側において譲歩せざる場合は、一部現金支払を行なわざるを得ない)

(2) 長期借款
償還期限、5年据置、15年返済
金利 3.5%
使用期間 10年

附1747

2803-6 変更前

44

5. 無償供与及び長期借款の対象プロジェクト及び品目

(1) 無償供与(年間 [])

(4) 当面第1次5カ年計画期間中は原則として韓国施設材輸入計画(注1)に基づく機械単体、鉄鋼(年間 [])を供与し、日韓貿易バランスの動向如何によつては(注2)その他の開発資材をも対象とすることを考慮する。

(注1) 従来AID資金は、プロジェクト援助とノン・プロジェクト援助に分かれて供与され、後者は、更に「農作物資」「原料及び半製品」並びに「販売用投資材」(Investment Salables)の3種目に分けられていた。第1次5カ年計画の発足に伴い、販売用投資材の需要は当然増大するが、この種目に対するAID資金の供与は、1963年をもつて停止される。

2803-6 変更後

44

5. 無償供与及び長期借款の対象プロジェクト及び品目

(1) 無償供与(年間300万ドル)

(4) 当面第1次5カ年計画期間中は原則として韓国施設材輸入計画(注1)に基づく機械単体、鉄鋼(年間 [])を供与し、日韓貿易バランスの動向如何によつては(注2)その他の開発資材をも対象とすることを考慮する。

(注1) 従来AID資金は、プロジェクト援助とノン・プロジェクト援助に分かれて供与され、後者は、更に「農作物資」「原料及び半製品」並びに「販売用投資材」(Investment Salables)の3種目に分けられていた。第1次5カ年計画の発足に伴い、販売用投資材の需要は当然増大するが、この種目に対するAID資金の供与は、1963年をもつて停止される。

2803-7 変更前

7

(2) 長期借款(年間 [])

原則としてプロジェクト・ベースで供与し、現地通貨分を含めるものとする。(政府間直接借款で現地通貨分を融資した例は従来皆無であり、韓国側にアブリーシエイトされる効果は大と考えられる。)

対象としては、第1次5カ年計画期間中は、電力(製鉄、精油、P.V.C、プラント等のめぼしいプロジェクトは既に欧米諸国が抑えている)、特に従来より、わが国民間で予備調査、コンサルティングを行ない準備の進んでいる水力発電プロジェクトに重点をおき(計画による所要資金外貨分95万ドル、現地通貨分64万ドル)、第2次5カ年計画では広く第2次産業諸プロジェクトを早い時期に抑えて、借款の多角的な利用を期すものとする。

2803-7 変更後

7

(2) 長期借款(年間200万ドル)

原則としてプロジェクト・ベースで供与し、現地通貨分を含めるものとする。(政府間直接借款で現地通貨分を融資した例は従来皆無であり、韓国側にアブリーシエイトされる効果は大と考えられる。)

対象としては、第1次5カ年計画期間中は、電力(製鉄、精油、P.V.C、プラント等のめぼしいプロジェクトは既に欧米諸国が抑えている)、特に従来より、わが国民間で予備調査、コンサルティングを行ない準備の進んでいる水力発電プロジェクトに重点をおき(計画による所要資金外貨分95万ドル、現地通貨分64万ドル)、第2次5カ年計画では広く第2次産業諸プロジェクトを早い時期に抑えて、借款の多角的な利用を期すものとする。

2805-1 変更前

12月20日
公文書監理室
甲斐局長 秘書指定解除
通商局長 公文書監理室
理財局長 秘書
庶務局長



対韓経済協力試案

昭和37年/2月/9日
経済協力局

日韓交渉妥結に伴い、韓国に対する経済協力として、以下の方針により、無償供与及び直接借款供与を行なうものとする。

1. 無償供与

金 額

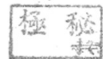
供与期間 10年（年間等額供与）

対象品目 わが国の生産物及び役畜（但し、資本財その他の開発資材及びこれに関連した役畜に限る）（注）

（注） 後述の有償援助と原則的な区別を設けるため、当面の第1次5カ年計画中は、従来ICAないしAID援助（/

2805-1 変更後

12月20日
公文書監理室
甲斐局長 秘書指定解除
通商局長 公文書監理室
理財局長 秘書
庶務局長



対韓経済協力試案

昭和37年/2月/9日
経済協力局

日韓交渉妥結に伴い、韓国に対する経済協力として、以下の方針により、無償供与及び直接借款供与を行なうものとする。

1. 無償供与

金 額

供与期間 10年（年間等額供与）

対象品目 わが国の生産物及び役畜（但し、資本財その他の開発資材及びこれに関連した役畜に限る）（注）

（注） 後述の有償援助と原則的な区別を設けるため、当面の第1次5カ年計画中は、従来ICAないしAID援助（/

2805-2 変更前

2. 直接借款

金 額

供与条件 (1) 総額の半分を期間20年（内償還5年）、利率3.5%で基金、同残額を期間15年（内償還5年）、利率6%で借款より供与する。（出来れば、借款借款には、対印、バ借款同様、市中銀行の参加を求める。）

供与期間 10年（但し、当初3年間は、年間のダイスパーズメントの限度を [redacted] とする。）

対象プロジェクト (1) 基金借款は、一定金額（例えば、[redacted]）以上のノン・コマーシャル・プロジェクトのために使用されるものとし、かつ、妥当な範囲で現地

2805-2 変更後

2. 直接借款

金 額

供与条件 (1) 総額の半分を期間20年（内償還5年）、利率3.5%で基金、同残額を期間15年（内償還5年）、利率6%で借款より供与する。（出来れば、借款借款には、対印、バ借款同様、市中銀行の参加を求める。）

供与期間 10年（但し、当初3年間は、年間のダイスパーズメントの限度を [redacted] とする。）

対象プロジェクト (1) 基金借款は、一定金額（例えば、[redacted]）以上のノン・コマーシャル・プロジェクトのために使用されるものとし、かつ、妥当な範囲で現地